

平成29年度
年度計画

平成29年4月1日～平成30年3月31日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学

公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成 29 年度年度計画

第 1 年度計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

第 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育

(1) 目指すべき教育の方向

(ア) 学部（専攻科含む）

- ① 教養科目について、引き続き、学生によるカリキュラム評価のためのアンケートや教員による評価を行い、必要に応じて授業内容や展開方法を工夫する。また、学生の授業評価アンケートを実施し、その評価から教育の振り返りを行う。
- ② 教育理念・教育目標と授業の関連を意識して授業が実施できるよう、教員へより一層の浸透を図るとともに、各科目の授業の初めに、教育目標と授業の関連を学生に周知するなど、学生への浸透を図る。
- ③ 学生の自己教育力を図る方法として、アクティブ・ラーニングにより積極的な導入を検討する。

F D委員会主催および学科単位でアクティブ・ラーニングの研修や情報交換を行う。
- ④ 看護学科では、技術特論ワーキングにより全看護専門科目における技術教育の実態を明らかにし、その課題解決について学科F Dを行う。

臨床検査学科では、シミュレーション教育などについての教員の研鑽を進め、平成 28 年度に更新あるいは新規購入した技術教育用の機器・機材などを有効に活用して教育の充実を図る。

また、卒業時の技術習得の状況の評価や学生の授業評価を踏まえ、技術教育の内容・方法のさらなる充実を図る。
- ⑤ 引き続き、臨床現場で活躍する専門家や患者・家族当事者の協力を得て、実践の場に即した専門的知識・技術教育の充実を図る。
- ⑥ 短期海外研修を実施し、参加者に海外の保健医療事情に触れる機会を提供するとともに、研修報告会を実施する。

(イ) 大学院

- ① 引き続き、授業評価を実施するとともに、カリキュラム評価アンケートの結果からも教育目標の達成を評価する。

- ② 引き続き「保健医療学概論」、「保健医療チーム特論」、「地域保健医療学特論」における、他職種及び同職種間理解の強化と連携・協働の学習機会を継続する。
- ③ 引き続き、少人数教育の特性を活かし、ゼミナール形式の授業展開や学生によるプレゼンテーションの導入など、教員と学生が双方向性のディスカッションを通して学ぶ教育形態を充実させる。
- ④ 大学院教員資格審査の上、学内から大学院担当教員を増やし、複数による教育体制を充実させていく。また、より強化したい分野や最新の知見等については学外講師を招き特別講演等を企画する。
- ⑤ 引き続き、研究指導教員が中心となって指導を進め段階的に研究力の向上を図っていくとともに、学内外の他教員や研究者からも助言や指導が得られる機会を作る。
- ⑥ 他大学院の教育内容・方法などに関してさらに具体的な情報収集を行い、本学での可能性について検討する。

(2) 教育課程（カリキュラム）の充実・強化

- ① 現状のカリキュラムの問題点、改善点について継続的に調査し、課題を抽出する。
- ② 自己点検評価等で明らかになったカリキュラムの問題点、課題や教育改善のための方策に関して、両学科や関係する委員会を中心に協議し、改善を進めるとともにカリキュラム改正につなげる。
- ③ カリキュラム委員会を中心とするプロジェクトチームを発足し、平成31年度から実施する新カリキュラムの作成に着手する。
また、現行カリキュラム評価を継続するとともに、教務委員会・FD委員会と協働して科目間連携や教育内容の調整を行う。
- ④ シラバス等にかリキュラムポリシーを明記するほか、ガイダンス等を通じてカリキュラム編成の意義や意図を説明し、学生への周知を図る。
- ⑤ 他大学院の教育内容・方法などに関してさらに具体的な情報収集を行い、本学での可能性について検討する。

(3) 教育方法の改善

ア 授業方法の改善・工夫

(ア) 学部（専攻科含む）

- ① 医療現場の新しい知見や実践的内容が学習できるよう、専門性の高い臨床実践家による特別講義や演習指導を実施する。

- ② 共通教育科目、専門基礎科目及び専門科目において、可能な限り両学科合同による授業を開講しており、これらを継続して実施・評価するとともに、必要に応じて改善を検討する。
- ③ 共通教育科目の合同授業の担当を新任教員や若手教員の研修に位置づけるとともに、プレゼンやピアレビューの機会に上級学年の学生との交流を図ることで人と関わる力を伸ばすことを試みる。
このほか、引き続き、ゼミ形式の少人数授業、少人数のグループ演習・実習などを積極的に行い、各学年における少人数教育を充実させる。
- ④ 開発した e ラーニング用コンテンツによる新教材を用いて、公開演習授業等の F D 活動を行い、成果を検証した改良を加え、教育方法の改善に努めるとともに、引き続き、既存の e ラーニング教材の内容、使い方等の情報収集を行い、新たな教材開発を行う。
- ⑤ e ラーニングで使える既存の教材の内容、使い方等の情報収集を行い、e ラーニングの導入を進める。
- ⑥ 大学主催の臨地実習意見交換会（年 1 回）を開催し、臨地実習ごとの協議内容を踏まえて、指導体制を充実させるとともに、実習科目ごとの打合せ会や反省会を通して、臨地実習施設との密接な連携を図る。
- ⑦ シラバスの記載方法の統一を図るなど、内容が分かりやすい構成に努めるとともに、ホームページにも掲載していることを学生に周知し活用の促進を図る。

(イ) 大学院

- ① 引き続き、研究の進捗状況に応じて、研究計画発表会や研究中間発表会、最終論文発表会を領域・専攻を超えて開催する。
- ② 引き続き、看護学専攻と医療技術科学専攻の学生が共通に履修する科目を開講する。
- ③ 研究倫理の学修に e-ラーニング教材を導入し、受講を義務付ける。
- ④ 平成 28 年度カリキュラム評価アンケートの結果からカリキュラム上の課題を洗い出し、平成 31 年度開始予定の新カリキュラムの検討に活かす。
- ⑤ 現行 T A 制度の適正な運用を行う。

イ 教員の教育能力の向上

- ① 「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク(S P O D)」を活用して、F D 研修を行うとともに、教員の参加を促進するために積極的な啓発活動を行う。
学内における新任教員研修を適切な時期に開催するとともに、教員を対象とした S P O D フォーラム等への参加を推奨する。

- ② 授業の質的向上を図るため、教員相互評価のための授業公開制度を引き続き実施する。

また、学生の「授業評価アンケート」による授業評価の集計結果を速やかに教員に返却して活用を促すとともに、教員の教育能力向上のためSPODプログラムへの教員の積極的な参加を促す。

- ③ 引き続き、他大学等の状況を参考にして、大学院の授業評価方法について検討する。

(4) 教育成績評価システムの充実

- ① 学位授与方針(ディプロマポリシー)を明確化し、シラバスに明記するほか、ガイダンス等において周知を図る。
- ② 成績評価基準、方法についてはシラバスに明記する他、新年度ガイダンスや各授業の初回において説明し、周知を図る。また、ルーブリック評価活用の範囲を拡大するなど、客観評価の工夫を行う。
- ③ 引き続き、実習や授業科目では各到達度評価表を用いた評価を継続するとともに、客観的評価法であるPROG* (Progress Report on Generic skills)を経年的に活用し、教育目標及び学位授与方針(ディプロマポリシー)の達成度を評価する。

*社会に求められる汎用的な能力・態度・志向(ジェネリックスキル)を評価する質問紙調査法

- ④ 自己教育力の評価にPROGを活用し、強化に向けた方策を検討する。看護学科においては、ポートフォリオの活用を継続し、その有効性を検討する。
- ⑤ 大学院修了生後の活動について、研究指導教員を介した追跡を中心におきつつ、長期的・継続的な追跡調査の方法を検討する。

(5) 教育・学修環境の整備・充実

- ① 引き続き、別館を含め講義室、演習室の設備・備品の見直しや整備を行うとともに、自習スペースの拡充を検討する。
- ② 引き続き、学修の効率を高めるためのIT環境整備およびデジタルコンテンツの導入に関して、関係する委員会と教員間で検討を行う。
- ③ 引き続き、教員及び司書が専門図書の全体バランスを考慮して選書を行い、より一層の充実を図る。利用者、特に学生の要望を取り入れた選書を行うために、引き続きブックハンティングや学生による選書など、学生が図書館と積極的に関わる機会を設定し、参加を促す。発刊後年数を経た図書に関して見直しを行い、新版図書との差し替えを行う。
- ④ 平日夜間の利用時間延長、土曜日開館時間延長や日曜・祝祭日の図書館利用の必要性および可能性について引き続き調査・検討を行う。

- ⑤ 引き続き、学生を対象に学年進行に応じて学術情報取得のためのシステム利用方法を効果的に周知し、学生の自主学習および卒業研究への活用を推進する。また、新任教員に対してはより高度な文献検索システムを含めた電子ジャーナル検索・ダウンロードについての講習を行い、積極的な活用を促す。
- ⑥ ラーニング・コモンズの利用普及を図るとともに、利用状況等を検討し、さらにアクティブ・ラーニングを推進するため、必要な設備・環境整備について検討するとともに、図書館職員の能力の向上についての方策について引き続き検討する。

(6) 学生の受け入れ

- ① 入学試験については、適切な入試方法を選択し、公正に運営する。
- ② センター試験の廃止など大学入学者選抜の制度改革の動向等を注視し、本学のアドミッションポリシーに基づいた入試が適切に実施できるよう必要な検討を行うほか、引き続き、志願者の動向や入学後の状況について分析する。
- ③ 医療従事者を目指す学生の確保のため、当大学の受験を希望している及び検討中の学生に対して当大学の内容をより知ってもらえるようオープンキャンパスへの参加を呼びかける。また、高校の進路指導担当教員への大学説明会や出張講義、進学説明会、高校内ガイダンスへの参加は、参加学生や教員にとってより充実したものになるようにこれまでの状況を十分に検討し対応する。上記イベントへの対応のため、教員や学部教育に負担が生じている部分があるので、効率化を図るとともに良い方向にすすめられるように改善する。
- ④ 病院訪問、大学院説明会及びホームページの充実等の広報活動を通じて、広く関係団体や医療機関の理解促進を図るとともに、大学院の教育内容及び特色を浸透させる。ホームページについては、大学院の特色やその意義などについて理解しやすいように紹介していく。また、医療技術科学専攻への学内からの受験者増加を図るため学内向けのPRを強化する。

2 学生支援

(1) 学修支援

- ① ガイダンスや掲示等で、全教員のオフィスアワーの日時及び学修相談の申し込み方法等に関する情報を周知するとともに、ホームページの学生専用ページに掲載する。各教員からも種々の機会を通じて対面で学生に学修相談の積極的な活用を促すとともに、学生専用ページへの定期的なアクセスを促し、学生が学修に関する助言を受けやすい環境整備を進める。

- ② 共通ガイダンス及び学科・学年別ガイダンスの履修指導において、指導内容の充実を図るとともに、引き続き保護者へ成績の提供を行い、大学と保護者が連携して適切な履修指導を行う。「学生生活の手引き」を学生専用ホームページへ掲載する。
- ③ 海外留学に関する経験者等の情報を収集し、学生に提供する。
- ④ 国際交流委員会を設置し、学生の海外渡航や国外留学等に関する支援の在り方について学生委員会と協同し、海外渡航の安全確保に努める。また、海外渡航危機管理セミナーを行い、学生の安全意識の向上を図る。
- ⑤ ティーチング・アシスタント制度を適正に運用する。また、引き続き、奨学金に関する情報提供の強化や院生の研究助成金等の在り方について検討する。
学生の状況に合わせて長期履修制度、遠隔地からの授業参加を可能にするweb会議システムの活用等を指導する。

(2) 生活支援

- ① 定期健康診断など学生の健康に関わる情報について、クラス顧問や学内相談員が、学生のプライバシーに配慮しながら共有し、学校保健安全法等に基づいた保健指導を引き続き実施する。感染予防マニュアルの情報の更新を適宜行い、学生の感染予防に努める。学生相談室を気軽に活用できるよう、利用方法等を学生の利便性を考慮して調整する。
また、年度当初のガイダンスにおいて、学生相談及び相談予約方法を説明するとともに、必要時確認できるようにホームページ上でも案内を行う。学外カウンセラーによる講演やメッセージの掲示等にも取り組み、学生相談に関する情報を発信する。
- ② 交通安全教室、犯罪防止教室等の講習会を開催するとともに、参加の促進を図る。特に、交通安全に関しては、バイク通学者の他、前年度のバイク等の事故経験者の交通安全教室への参加をさらに徹底する。
ハラスメント対策では、被害を訴える方法及び対応について、引き続き学生に周知徹底するとともにアンケート等を通じて学生の状況把握に努める。
地元警察署等と大学周辺の犯罪や事故発生状況、安全に関する情報収集及び交換を引き続き行い、学生指導に活用する。
- ③ 奨学金制度や各医療機関等が提供する奨学金に関する情報を積極的に入手し、ガイダンス等で案内を行うほか、学生が必要時に情報収集できるようホームページの学生専用ページや学生ホール掲示板に掲載する。
- ④ 自治会執行部やサークルの代表者とともに、学生の自主的な課外活動の活性化に向けての意見交換を行い、新たなサークルの発足などにも適切な助言を行う。また、優れた活動に対しては表彰を実施する。
施設利用については、土曜日の利用を引き続き支援する。

(3) 就職・進学支援

- ① 地域交流センター・木蓮会・学内教員のプロジェクトを組織し、在校生・卒業生の職業意識の向上及びキャリアデザインを支援すると共に情報交換などの交流を支援する。

また、引き続き、就職・進学に関する全情報を学生ホールに掲示し、学生が自由に閲覧できるようにするとともに、ホームページの学生専用ページに、就職・進学情報を提供する。

- ② 県内医療機関等の求人情報を適宜提供するとともに、インターンシップや施設見学、就職説明会等の県内情報を学生ホールの求人関係の掲示やホームページの学生専用ページを活用して積極的に提供する。

(4) 卒後支援

- ① 新たに卒業生・修了生を対象に研究支援を実施するほか、卒業生個人や就職先の施設等からの情報収集方法について検討する。
- ② 各教員が個人で担ってきた卒後支援に関する情報を集約し、大学としての卒後相談支援体制の構築について検討を進める。
- ③ Uターンを希望する卒業生の把握に努めるとともに、卒業生への情報発信の方法に関する検討を進める。
- ④ 大学院修了者の卒後の状況把握に努め、必要に応じて支援の在り方や効果的な支援の方法について検討する。また、修士論文発表会や研究計画発表会、公開で行われる講演や研修会等可能な限り学修の機会を案内する。

3 研究

(1) 研究水準の向上

- ① 国際学会での発表に対し、引き続き学長裁量経費を活用して旅費など経費の一部を支援する。また、講座研究費の有効活用により、国際学会での発表や学術交流を積極的に行う。
- ② 学科セミナーを定期的で開催して教員の研究成果を発表することによって他者評価を受ける機会を確保し、研究の質の向上を図る。
- ③ 引き続き、科学研究費補助金獲得支援となる研修会を全教職員を対象に開催する。

(2) 研究活動の活性化・適正化

- ① 教育研究助成費を活用した学内研究を積極的に募集し、有望な学際的研究活動を選考のうえ支援する。

- ② 引き続き教員研究費を確保し、適正に配分する。
また、科学研究費補助金の申請率、採択率を向上させるための研修会を開催するとともに、その他の研究資金の獲得を奨励するための広報を積極的に実施する。
- ③ 教員の研究能力を向上させるため、学内業務の調整や教員研究費の活用を図り、教員の学会等への研修参加を支援する。
- ④ 研究活動の推進に必要な研究機器等について、計画的に整備を行い、その充実を図る。
- ⑤ 平成 28 年度実施した「地域包括ケア人材育成事業」の成果から、人材育成プログラム開発と教育コンテンツの試案を使用し、教育コンテンツの完成を目指す。また「地域包括ケアシステム構築支援」についても継続して支援を行う。
引き続き、愛媛大学総合科学研究支援センターの研究機器を利用し、共同研究を一層推進する。
- ⑥ 本学における研究倫理教育方針の全体像を作成し周知する。
新規採用教員には e ラーニング教材による研究倫理の受講を義務付けるとともに、全教職員を対象に研究倫理に関する研修セミナーを開催する。
また、教育研究倫理委員会で適正かつ迅速な審議に努める。

(3) 社会への研究成果の還元

- ① 引き続き、高校訪問や進学説明会出席の際に、大学案内、広報誌「砥礪」等を配布し研究成果の広報に努める。「砥礪」については、内容を大幅に刷新し、学内教員や卒業生の活動紹介などを多く取り入れ、大学をより多くの県内の人に知ってもらうことを目的とした活動を推進する。
県内看護職を対象として、「看護実践セミナー」事業を継続して実施する。「えひめ高校生生体機能プログラム」は、多くの応募に応えるために、複数回実施等、方策を検討する。また、教員の地域貢献の負担軽減を考慮し、事業の整理を行う。
- ② 教員の専門性についてホームページを充実し、関係機関・民間団体への情報提供が出来る体制を整える。

4 社会貢献

(1) 地域貢献活動の推進

- ① 地域交流センター会議、地域交流センター運営委員会を中心に事業の企画、運営体制のさらなる充実を図るとともに、引き続き、活動前に教授会、学科会等で協力を呼びかけるなど全学的な協力体制を整え、事業を推進する。

- ② 平成 28 年度に実施した研修会の結果をふまえ、県内の専門職、各種団体、行政のニーズに合った研修会や調査研究を計画し、ネットワークの強化を図る。
- ③ 平成 28 年度実施した「地域包括ケア人材育成事業」の成果から、人材育成プログラム開発と教育コンテンツの試案を使用し、教育コンテンツの完成を目指す。また「地域包括ケアシステム構築支援」についても継続して支援を行う。
- ④ 地域交流センターの年間計画に基づき、学内及び拠点地域において保健医療福祉関係職種の研究を行うとともに、保健医療福祉関係機関からの要請に応じて、研修への講師派遣、相談支援等を積極的に行う。
- ⑤ 引き続き、研究紀要を電子媒体での発行とし、利用者の利便性を図るとともに、機関リポジトリに掲載し、本学の研究内容を広く情報発信する。
また、地域交流センター活動状況について、報告書を作成するほか、ホームページにも同時に掲載し、積極的に情報公開を進めていく。
- ⑥ 引き続き、様々な形で母親および育児支援のニーズ等の状況把握に努め、本学はどの様に関わる事が出来るのか、今後の支援のあり方について検討する。
さらに助産師養成機関として、地域の助産院と連携し、学生と母親との関わり方、育児支援等を行う。

(2) 地域住民への貢献

- ① 県内看護職を対象として、「看護実践セミナー」事業を継続して実施する。
「ブックメディカルトーク」は、県立図書館より依頼があれば実施する。
- ② 平成 28 年度同様、事業内容に応じて対象となる、教育機関、または、医療機関等に郵送およびホームページで積極的に広報する。
- ③ ボランティア系サークル等に積極的にボランティア募集の情報提供を行うとともに、引き続きホームページを活用した学生ボランティアの登録システムを学生に周知する。併せて、システムの稼働状況を把握し、登録の促進を図る。
リレーフォーライフ、子育てフェスタなど、ボランティア系の学生サークルを中心とした地域貢献活動の機会を活用して、学生と住民との交流が図れるよう支援する。
「笑顔つなぐえひめ大会」(第 17 回全国障害者スポーツ大会)が開催されるため、ボランティア参加を積極的に働きかける。
- ④ 引き続き、地域住民の学習や健康づくりのため、学内施設の開放や備品等の貸出しに努める。
また、平成 27 年 4 月より実施している地域住民の平日夜間、土曜日の図書館利用を継続し、より多くの地域住民に利用していただけるよう努める。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善

(1) 理事長を中心とする機動的な運営

- ① 理事会、経営審議会、教育研究審議会等法人組織や教授会等との連携・協働体制を維持し、各々の意見や提言等を踏まえ、理事長（学長）が機動的で迅速な意思決定を行う。
- ② 運営調整会議で大学運営の方針を決定する体制を継続し、事務局長や学部長などが主体的かつ機動的に業務執行を行う。
各委員会において大学運営にかかわる所管事項を協議し、その協議内容を踏まえ、教職員が連携して運営を行う。
- ③ 教員及び事務職員が情報や課題を共有し、連携して、それぞれの専門性を活かした大学運営に取り組む。
- ④ 理事長（学長）のリーダーシップのもと、学科等の意見や要望を踏まえ、重点課題に弾力的に資源配分するなど、戦略的かつ機動的な大学運営に取り組む。

(2) 地域に開かれた大学づくり

- ① 学外有識者等から登用している理事や審議会委員からの意見等を大学運営に反映させる。
- ② 学生へのアンケートを実施し、要望や意見を大学運営の改善に生かすとともに、ホームページなどに法人、大学情報を公開して広く意見・提案を募る。
また、後援会や役員懇談会での保護者、同窓会総会での卒業生、さらには地域住民や地域保健医療機関から寄せられる意見を検討し、大学運営に反映する。

2 教育研究組織

(1) 教育研究組織の見直し

教育研究の進展や社会ニーズに対応した適切で活発な教育研究活動を継続するため、講座、研究グループなど教員組織や研究体制、さらには各委員会の構成メンバーについて、必要に応じて見直しを行っていく。

3 人事の適正化

(1) 人事制度の弾力的な運用

- ① 学部及び大学院の教員構成や担当分野などを考慮し、非常勤講師の早期確保を含め運営に必要な教員の確保を図る。
- ② 教員の採用に必要な分野・資格を明確に示し、教員選考委員会で公平性・客観性を保ちながら選考し、教育研究審議会に付議して採用を決定する。

- ③ 平成 30 年度のプロパー職員 1 名の採用選考を行うとともに、3 名のプロパー職員に各種研修を積極的に受講させ、法人経営や大学事務にかかる専門性の修得を支援する。
- ④ 引き続き客員教授を任命し、地域包括ケア人材育成事業に当たってもらうとともに、臨床教授との連携により実習体制の充実を図る。
教員の任期制や年俸制の導入については、他大学の状況を踏まえ、本学における具体化を引き続き検討する。
- ⑤ SPOD や学会等の外部機関が実施する研修への参加を促進するとともに、事務局職員の人事交流について公立大学中四国協議会等におい意見交換を行う。

(2) 適正な業績評価の推進

- ① 理事長を長とする教員業績評価委員会において、評価項目等の見直しを含め評価制度の見直しを引き続き進めつつ、教員業績評価を適正に実施する。
- ② 教員業績評価委員会において、評価項目や基準の一部見直しを図り、引き続き、公平で客観的な教員業績評価を行う。
教員全員にそれぞれ業績評価結果を通知するとともに、評価全体の分析結果をフィードバックし、教員活動の活性化を図る。また、評価結果を勤勉手当等の処遇に反映する。
- ③ プロパー職員の人事評価は、愛媛県派遣職員の制度を活用して行い、処遇等に反映させる。

4 事務等の効率化、合理化

(1) 事務処理の改善

事務分担や事務処理方法を随時見直し、グループ内業務の更なる効率化・合理化に努める。専門家への外部委託や臨時職員の雇用を継続するとともに、経費削減に努める。

(2) 事務組織の見直し

法人プロパー事務職員に、法人経営や大学事務にかかる専門的な知識や技術を修得させ、より効率的で合理的な大学運営を図るとともに、平成 30 年度のプロパー職員の増員後の体制について検討する。

第 4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の増加

(1) 外部資金等の獲得

- ① 教員に、外部の競争的研究資金等にかかる公募情報を適宜提供するとともに、

申請手続きのための研修会を実施する。また、間接経費については、財務システムで管理し適正に執行する。

- ② 教員業績評価において、競争的外部資金や受託・共同研究資金などの学部資金の獲得状況を、引き続き評価項目とする。
- ③ ホームページ上の教員研究活動や研究内容に関するコンテンツを充実させるとともに、PRに努め、新たな受託研究等の獲得を目指す。
市町村、県内企業、試験研究機関や医療機関等に広報誌「砥礪」を配付するとともに、教員の研究内容を紹介する研究目録をホームページで公開する。

(2) 収入源の拡充

- ① 学外者に大学施設を一時使用させる場合、規程に従い使用料を徴収する。
このほか、大学の地域貢献の役割も踏まえ、有料化対象施設の範囲拡大を検討する。
また、有料公開講座を積極的に開催していく。
- ② 公立大学として適正な授業料等の設定を維持するとともに、納付指導を適切に行い、滞納（未収債権）の発生防止に努める。
- ③ 学生の国際交流活動を支援するため、基金の制度づくりを進める。

2 経費の効率的、効果的な執行

(1) 管理経費の効率的、効果的な執行

- ① 教職員全員に、光熱水費など維持管理経費の実績を周知することにより、節電の啓発をはじめ、コスト意識を喚起する。
予算の使途について、重点化及び緊急対応の観点から常に見直しを図り、優先順位を明確にしたうえで、効率的な執行に努める。
- ② 専門家への外部委託や臨時職員の雇用を継続し、学生定員の増加等に伴う業務量増や土曜日開館に対応し、経費削減に努める。
複数年契約や競争入札等を継続実施するとともに、管理経費の削減方法について検討する。

(2) 人件費の効率的、効果的な執行

客員教授、特定教員、有期雇用職員等の制度を効果的に活用し、総人件費の抑制に努める。

3 資産の管理運用

(1) 資産の適正な管理

- ① 財務会計システムを有効活用し、資産の状況を定期的に把握するなど、適正管理を行う。
- ② 学外者に大学施設を一時使用させる場合、規程に従い使用料を徴収する。
このほか、大学の地域貢献の役割も踏まえ、有料化対象施設の範囲拡大を検討する。

(2) 資金の適正な運用管理

資金は、使途及び目的ごとに区分した管理口座で、適正に運用管理する。

第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するため にとるべき措置

1 自己点検・評価の実施

- (1) 大学認証評価の結果を踏まえ、「自己点検評価委員会」の位置づけや役割などを検討し、内部質保証の取り組みの強化を図る。
- (2) 年度計画、財務運営状況、法人運営状況等をホームページで公表し、情報開示を進める。

2 情報公開及び情報発信

- (1) 入試結果などの情報公開請求に適切に対応する。
- (2) 大学への理解促進とイメージアップを図るため、タイミングをとらえたマスコミへの情報提供等、適切な情報発信を図る。
また、法人や教育、教員の研究内容などをホームページや広報誌などを通じて広く公開するほか、大学の特色等について、ホームページにおいて充実させ、大学の魅力をアピールしていく。
- (3) ホームページの内容について検証を行い、問題点については業者との対応を通じて解消するとともに、学内の情報を逐次発信できるようにする等、充実を図っていく。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備、活用等

(1) 施設設備の有効活用

施設設備は、法令に基づく保守点検や専門的知識を持った日々雇用職員を加えた

自主点検を行い、適正な維持管理を行うほか、必要に応じて、有料施設の範囲拡大を検討する。

(2) 施設設備の計画的整備

安全面に配慮した教育環境の充実のために、必要な施設設備の改修を計画的に行う。

引き続き、設置団体の協力を得て、エレベーターの改修を始め、大規模施設設備の改修を進める。

2 安全管理

(1) 安全衛生管理及び危機管理への体制整備

① 産業医、衛生管理者、衛生委員会など安全衛生管理のための組織を適切に運営するとともに、ストレスチェックや嘱託医による教職員のメンタルヘルス面での支援を充実する。

また、本学規定等に基づき、毒物及び劇物の確実な保管に努めるとともに、不要な毒物劇物などの危険物や危険廃棄物を着実に処分し、事故等の防止を図る。

② 「危機管理初動対策マニュアル」の見直しと拡充、特に、海外での事件・事故、情報漏えいに対する危機管理対応などについて検討する。

前年度に作成した防災対策マニュアルの周知と改善を図る。特に、休日・勤務時間外に地震が発生した場合の初動体制の見直しと周知方法の検討を行う。

このほか、警察などとの連携により、学生に対する交通安全講習会、防犯教室を開催する。事故や犯罪の防止に努めるとともに、消防機関との連携により防火訓練の内容の見直しや災害時用物資の適正な維持管理に努める。

(2) 情報管理体制の整備

学生には講義の中で情報セキュリティ教育を行うとともに、教職員には、電子情報持出し基準をはじめ情報セキュリティポリシーを周知徹底するほか、情報漏えいによる事件の情報を随時提供し、セキュリティ意識の向上を図る。

3 人権に関する目標を達するためにとるべき措置

(1) 人権意識の向上

学生に対し、引き続き倫理関係の講義の中で人権意識の啓発を行うとともに、教職員に対しては、学生の人権とハラスメント防止に関する研修会を開催するなど、人権問題への意識の一層の向上を図る。

(2) 各種ハラスメント行為の防止等

教職員に対しハラスメント防止規程、「ハラスメントをなくすための教職員が認識すべき事項についての指針」等を周知徹底するとともに、ハラスメント防止研修会の拡充強化を図り、教職員のハラスメントに対する意識の向上を進める。

また、大学院生を含めた全学生に対し各種ハラスメントに関するアンケート調査を継続実施し、その結果を分析して全教職員に提示するとともに、改善点があれば、その対応策を全教職員で協議するなど万全の対応を図る。

第7 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成29年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	624
自己収入	288
入学金及び授業料等収入	272
雑収入	16
受託研究等収入	5
目的積立金取崩額	0
計	917
支出	
業務費	803
教育研究費	110
人件費	693
一般管理費	109
受託研究等経費	5
計	917

(注)人件費には、職員退職手当を含む。

2 収支計画（平成29年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	943
經常費用	943
業務費	794
教育研究経費	96
受託研究等経費	3
寄付金経費	2
役員人件費	40
教員人件費	529
職員人件費	124
一般管理費	109
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	40
臨時損失	0
収益の部	943
經常収益	943
運営費交付金	620
授業料収益	229
入学料収益	39
選考料収益	9
受託研究等収益	5
雑益	16
資産見返運営費交付金戻入	18
資産見返寄附金戻入	1
資産見返補助金戻入	6
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時収益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	—

3 資金計画（平成29年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	917
業務活動による支出	898
投資活動による支出	4
財務活動による支出	15
次期中期目標期間への繰越	—
資金収入	917
業務活動による収入	917
運営費交付金による収入	624
授業料及び入学料等による収入	272
受託研究等による収入	5
その他の収入	16
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	—

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円（事業年度の年間運営費の概ね1月相当額程度）

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

第9 出資等による不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分移管する計画

なし

第10 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第11 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

また、昭和63年の短期大学設置から四半世紀を超え、耐用年数が大きく経過している大型設備をはじめ本学施設設備全体の抜本的な改修計画を検討するに当たり、大規模改修の推進を要望していく。

第12 県の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

なし

(注) 中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設及び設備の整備や老朽度合等を勘案した施設及び設備の改修等が追加されることがある。

2 人事に関する計画

第3の3「人事の適正化」に記載したとおり

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

積立金の使途

前中期目標期間の積立金については、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善に充てる。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし